

議 事 日 程 （第 3 号）

平成26年 3 月10日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第25号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 4 議案第26号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 5 議案第27号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第28号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第29号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第30号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第31号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第32号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第33号 東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第34号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第35号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第36号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第37号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第39号 東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第40号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第41号 東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第42号 東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第43号 東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第44号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第45号 東白川村運動場条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第46号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第47号 平成26年度東白川村一般会計予算
日程第26 議案第48号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計予算
日程第27 議案第49号 平成26年度東白川村介護保険特別会計予算
日程第28 議案第50号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計予算
日程第29 議案第51号 平成26年度東白川村下水道特別会計予算
日程第30 議案第52号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計予算
日程第31 議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第32 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
-

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	総 務 課 長	松 岡 安 幸
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	総 務 課 長 補 佐	伊 藤 保 夫
監 査 委 員	安 江 正 彦		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開議の宣告

○議長（安倍 徹君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安倍 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

ここで休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、6日に引き続き、新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時40分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に入る前に診療所事務局長より申し出を受けておりますので、訂正の分を説明していただきます。

東白川診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第34号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例の説明文のうち第4条第3号中の「以降」を削り、同号の次に、次の1号を加えるという改正条文のうち、新旧対照表の79ページで、現行4条の第3項ですが、「第3子以降の出産に対し」を改正変更後「第3子の出産に対し」と説明を申し上げたものを、今回、差しかえをさせていただきます、お手元にお配りしております差しかえの改正案「3. 第3子出産に対し20万円を支給する」、1号、2号、3号同様でございます。今回、4号に「第4子以降の出産に対し30万円を支給する」というものに改めさせていただきます。訂正をさせていただきます。

次に、議案第35号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についての次のページ、説明資料で使用料及び手数料の額、第2条1項中、「2,100円」を「2,160円」に、「525円」を「540円」に改めると提出しておりますが、説明文の差しかえをお願いして、お手元にお配りしてあります第2条第1項中「2,100円」を「2,160円」に、「525円」を「540円」に、この表記に改めをさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

◎議案第24号から議案第53号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

上程中の日程第2、議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第31、議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの30件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

条例の中の1件と、そして一般会計の予算の中の1件をちょっと質問させていただこうと思います。

まず第1点は、議案第36号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてということで、せんだって説明をいただきましたが、再度この目的と詳細についてお聞きをしたいと思うので、よろしくお願いします。

また、もう1点につきましては、説明のほうの65ページ、全協でもお話がありました今度地域密着型特別養護老人ホームのサテライト型の設置との関連を図るためのプロジェクトチームということで、ことし頭出しになっておりますが、これのメンバーと、そしてこれをいつごろのめどで結論を出されるか、この2点についてお願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

そうしましたら、新旧対照表の93ページからごらんいただきたいと思います。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に用語を合わせまして、第3条のところから村、それから住民、それから事業者等の責務というのをまず明示させていただきました。

本村のごみ袋代というのは非常に高いということが御承知のとおりでございますけれども、なるべく村及び村民、事業者の責務を明確化しまして、処理費の負担割合を適正なものに進めていきたいというのが、まず一つの目的でございます。

あと、建物等の占有者の協力義務については、従前と同じ規定を設けておりますし、不法投棄が林道等で結構発生しますけれども、それについても禁止するというような規定を設けております。

そして、一般廃棄物につきましては、家庭系と事業系に大きく区分できるわけでございますけれども、事業によって出るごみについても、事業者の規模によって非常に少ないところから多いところまでございますので、事業系を今後検討していく場合の排出量を1日平均10キログラム以上について検討していきたいというものでございます。

もう一つ大きな改正点でございますが、資源ごみの持ち去りという事例が大変多く発生しております、粗大ごみの回収日の前夜ぐらいになると、トラックを乗りつけて全部金属ごみ等を持って

いってしまうというようなことが多々発生しており、役場にも通報いただいております。しかし、現在の法律では、禁止させるとか、それから何か罰則を与えるというようなことができずに手をこまねているような状態でございますけれども、なるべく不当な事案を防ぐということで、持ち去り禁止に関する規定を設けさせていただくということで、処理場に捨てられたものは、とりあえず村に所有権を移転するというにいたします。そうしますと、村の所有物を持ってしまったということで、警察等にも捜査をお願いできるということになります。

あと、禁止命令を出して、その命令に従わない場合は、その条例独自で罰則を設けるといったことにしまして、なるべく未然にそのような事案が発生するのを防いでいきたいというのが大きな目的でございます。

あとは、消費税の改定に伴う手数料の見直しが主なものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

参事。

○参事（安江弘企君）

質問がありました特別養護老人ホームプロジェクトの関係でございますけれども、村長のほうから現在指示をいただいておりますのは、特別養護老人ホームの建設の可否だけでなく、診療所、老健のあり方、それから診療所の改修等を含めた医療ゾーンの検討を行うように指示をいただいております。メンバーですけれども、診療所の職員、それから国保、介護の職員、各課、全庁からプロジェクトのメンバーを選ぶような予定をしております。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

最初の質問ですが、これも議案36号で今御説明をいただきましたが、ゴミ袋が多少でも安くなる方向に検討されるということで理解してよろしいわけですか。

○議長（安倍 徹君）

村民課長。

○村民課長（安江清高君）

午前中の全協のところでも御説明いたしましたように、可茂衛生施設利用組合の分担金の算出に当たっては、事業系を除いた数量で分担金が算定されますので、もし事業系のごみが別に分別収集できることによって数量が減ってくれば、生活系のごみ袋の代金は引き下げできるようになるというふうに思っております。

○議長（安倍 徹君）

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

簡易水道の特別会計について、お伺いをいたします。

今回の条例改正は消費税が8%になることを踏まえての条例改正があるわけですが、簡易水道のほうの水道料金につきましても条例改正があつて、この中身を見ますと、本当に村民にとっては必要最少限度の改正で、改定料金についてもありがたいというふうに私たちも思っております。

その中で、簡易水道特別会計自体、今、簡易水道債というのも26年で6,500万ですか、起債を起こしておるわけですが、26年度末では、大体この簡易水道債の発行、金額が12億になるというふうにうたつてありますけれども、こういった流れの中で、今後簡易水道に関しては、機械の設備更新とかいろいろな諸事情も、多分大がかりなことがかかるという中で、行政としてこの簡易水道会計を運営するに当たって、この簡易水道債の発行をどういうふうな組み立てで検討をしておられるのか、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（安倍 徹君）

会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

簡易水道事業債につきましては、平成25年末までの24年までの借り入れ分の残高が11億8,000万円ございます。その借り入れ分の毎年の元金償還額は、7,000万から9,000万円ぐらいの元金を償還していくことになるかと思えます。基本的には、一般会計と同じような方針で毎年の元金以上に借りなければ、起債の残高はふえていかないということになりますので、それを一つの基準にして行っていきたいなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

ただ、注意が必要でして、簡易水道債は償還年数が大変長いということがございまして、一番最初の借り入れが平成4年でございますが、償還年数が30年という償還年数でございますので、最初の平成4年の借り入れが終了するのが平成34年ということになりますので、それまでは毎年毎年の償還額は減っていかないということでございます。

26年度につきましても、元金償還が7,600万円と、それから利子償還のほうは3,300万円と1億1,000万円ほどの償還をしておりますけれども、それが元金は減っていきませんが、毎年の償還額は平成34年までは減らずに、新たな借り入れの分が増加しているということになりますので、ちょっと注意が必要かなということでございます。その分、一般会計から繰り入れをしておりますけれども、一般会計から幾ら繰り入れるかということにつきましても、国の基準がございまして、若干それを上回る形で、しばらく辛抱しながら平成34年まではいくことになりますので、若干一般会計のほうを圧迫しますので、注意をしながらできるだけ計画的に借り入れをしまして、施設も長く維持、使えるような計画的な管理をしていくことが必要だと思っております。

○議長（安倍 徹君）

村民課長。

○村民課長（安江清高君）

水道料金の改定のことをございますが、現在基本料金が13ミリの場合2,630円のを2,590円に引き下げさせていただくというものでございます。税引き前の金額から100円を引いて、現行よりも40円下がりますけれども、消費税は10%に上がるということが予定されておりますので、その場合は2,640円になって、ほぼ現行の料金と同じに据え置くようにいたしました。

当村の簡易水道につきましては、非常に地形が複雑で施設もたくさんありますので、管内の町村よりも非常に高い金額に現在なっております。10立方メートルで比較しますと、当村が2,630円に対して、白川町は1,750円ということをございますので、かなり高いということで、消費税がそのまま転嫁するとますます御負担が多くなるということで、引き下げも含めた措置にさせていただきました。

それから、使用の数量による料金ですが、そちらにつきましても1立方メートル当たり10円引き下げさせていただくことにより、なるべくたくさん使っていただいて、料金収入を確保するというふうにもしていきたいと考えております。

引き下げの影響額につきましては、年間およそ350万円と試算しております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

ここで集落営農のことについてお聞きしたいと思います。

冒頭、村長さんのほうからこういう集落営農に対しては、全面的に村のほうも協力していくというお話を聞いておりますけれども、2月にJA主催で全村各集落、座談会があったわけで、その座談会の中で特に集落営農のことについてお話がありました。これにつきましても、非常に本村もそれぞれの集落で荒廃地も見受けられますし、何よりも高齢者になって、なかなか自分の田んぼ、畑を耕作することができないというようなことで、できるだけ集落でまとめてこうした耕作に向かっていく将来的な問題だと思っておりますけれども、このことについて、まず具体的に行政、村としてどのようなそれぞれの集落営農ができた場合に協力をしていただけるかということをまず1点お聞きしたいと思います。

それからもう1つ、新規就農者に対する補助及び交付金でございますけれども、それぞれ毎年新規就農者が何人か本村でもあるわけですが、今回、26年度予算の中には村独自の補助、これは年間60万、これが2年、3年でしたか、続けて出していただけのものと、それから国からの、ちょっとど忘れしましたが、何とか農地再生プランか、そうした中での150万が出てくることになって、それも一応3名の予算化がされております。そうした中で、これもやはり補助金というものは、かなりいろんな面で規制がかかります。ですから、できる限り若い人というようなことで、45歳以下とか、そういった規制の中で、私がちょっとお願いしたいのは、やはりそれ以上の年齢の人で、そして新規就農者に対して、これ以外に昨年25年度は、例えば園芸施設の資材の関係を行政のほうから補助

をしていただいておりますけれども、そうしたものももちろんこの新規就農者に対する1年間の生活のための補助を、村独自でももう少し金額を乗せていただける勘考はできないかということをおもっております。

先ほどの全協の中でも、学校給食の話もありました。この学校給食の食材を国のほうも地産地消というような形で、できるだけ地元の食材を使えということで、そうしたものに対しての補助も出てくることになっておりますけれども、今、この学校給食の食材のことに関しては、以前は加子母東白川給食委員会があつて、その場でいろいろ協議して、そうした食材のことやら数量のことがわかっていましたけれども、今はなかなかそうした細かい数字的なこと等がわかりませんので残念ですけれども、この学校給食に対する野菜等をつくる人たちも、新たに今年度できてくるということをおもっておりますので、そうした人たちは、やはり年齢に対してははかなり高齢化ですので、そういう人たちに対しての支援も何かないか。今年度は一応そうした形で予算化されておりますけれども、また来年度以降そうしたものに対しても御検討をいただきたいなということをおもっております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

まず第1点ですけれども、集落営農に対する村の支援ということでございますけれども、集落営農を当然この村の現状からしますと残された有効な手段であるということで、昨年度から村長の方針によりまして進めさせていただいております。それで、現在のところ、話し合いをしていく段階の初年度に当たるわけでございますけれども、まず人的にはやはり行政、それからJA、また県の職員、この3者が連絡をとりまして、地域の要請があれば参加をさせていただいて、お互いに研究をさせていただきたいというふうを考えています。

それから、予算的なことにつきましては、現在、農地流動化奨励支援金というものが農地の借り手の方に交付をさせていただいておりますが、これにつきましても、集落営農で農地を集積していただければ、これに対しても適用してまいりたいということをおもっております。

あとは、作物によりましては地域加算というものがございますので、そういった戦略作物に物によっては指定をしていきまして、そうした交付等もその集落営農の収益となるような方向で研究してまいりたいというふうにおもっております。

次に、新規就農者に対する支援ということでございます。

現在、村独自の60万円という支援の補助金、それから国の青年新規就農給付金と、これは150万を5年間支給というものがございます。これは、新規に就農される方を対象にしておりまして、特に村の場合ですと、この要件としましては、認定農業者であるということは基本にございますけれども、Iターン・Uターンといった要件もついております。したがって、従来、村内にお見えになって新たに就農をされる方に対しては、実質は現在のところは何もそれという目的のための支援金がない状況でございます。

いずれにしても、こうした方も新規担い手ということで、非常に貴重な生産者となるということで、年齢制限、それからIターン・Uターン、この辺の制限をもう少し検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それから最後に、学校給食の関係でございますけれども、現在、村とJA、この2者で生産物の単価に対する助成を行っております。また、新たにこうした取り組みがされるということで、今のところは組合を通しての活動ということで支援をしておりますので、また組合等との兼ね合いもございますので、またその辺も御相談をさせていただくことを考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

御回答ありがとうございました。

最後にちょっと村長さんに。今回、村長さんは退任されるということで、任期の8年間、本当に御苦労さまでございました。ぜひ、今私が質問したことなどを含めて、どうか最後ですけれども、後任の村長さんに今の村長さんの思いをぜひ伝えていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（安倍 徹君）

村長。

○村長（安江眞一君）

私も8年間お世話になって、いよいよ退くことになりました。村の事業とか思いというのは、次の村長が当然引き継いでまいりますし、私もしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

今御質問にありましたように、農地の荒廃とか、農業に対する思いというのが、私も根っからの農業人であります。強い思い入れがあるわけでございます。

今、課長が申し上げましたとおりですが、国の補助金については、年齢制限とか、今のUターン・Iターンというようないくつかの条件がついてまいりますので、それに漏れる分について、もしも御相談があればお受けし、また新しい施策もつくっていかなくてはならないと思っております。東白川の場合、荒廃農地の補助金、これが年々伸びてまいりまして、非常に皆さんに使ってもらって役立っているのかなという感じは受けております。これを集落営農についても、組合なり、法人なり、個人なりで結構でございますが、誰かが責任を持ってお借りしてやると。そうすれば、その補助金というものが全て生きるわけでございます。東白川の場合、新世紀工房が機械を持って農作業はやっておってくれますので、機械を持ってやるという営農組合でなくても十分にできるのではないかなという思いがあります。

ただ、行政主導でやるということになりますと、なかなかやる人そのものが責任のない形ができてくる可能性がありますので、できれば村は支援と。実際にやるよという集落が1つか2つ何とか出ないかということをお私に希望しております。私たちが責任を持ってやるで、何とか村は支援してくれ

と、こういうものについては全面的に支援をしてみたい。1つ、2つできることによって、そのほかの集落も思いが新しくなるのではないかと、こんなふうに思いますので、期待をしております。ぼちぼち芽が出ているという話をお聞きしますので、大変ありがたいことであると思っております。

また、学校給食についても、できればたくさんの種類の農作物をしっかりといいわというぐらい供給したいんですが、なかなか特別な種類のもが特定の数量しか出てこないというようなことで、これは農業をして、それに当てはめていくという人が少ないのかなということも思いますが、集落営農等でやっていただければ、そういうこともひよっとするとふえてくる。村でつくったものを村の子供たちに食べさせたいというのは、誰もが思うことでありますので、村がお手伝いせんらんことは一生懸命させていただきたいと思っておりますので、どうか議員の方々にも今後とも御指導、そしてまた集落営農についてはそれぞれの集落をお持ちでございますので、どうかけしかけて、何とかやりましょうというふうな機運が起こってくることを期待しております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

母子センターの健康センター条例に関する条例の中で、昼食料の使用料が改定のあれが条例にうたってあるわけですけれども、母子センターは今ごらんとおりお産はできないわけですけれども、これの条項をうたってあるということは、例えば産後のためにもう一度ちょっと療養するとか何かした場合に、こういった給食を伴うので上げられるのか、それともう1つお聞きしますが、母子センターでも緊急を要するときにはお産ができるということを言っているわけですけれども、そういった緊急事態が発生した場合には、そのお産を村でやるということに対して、どなたがそのことについて責任というか、それをやりなさいというか、その指示というか、そういうものを出すのか、そのことを2点聞きます。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

母子センターの給食費につきましては、25年度の実績で2件、産後のケアを望む方がございまして、急遽対応させていただきました。この実績に基づいて、今回26年4月以降、利用希望があった場合の給食費の使用料の改定ということで、消費税分だけ転嫁をさせていただいたものでございます。

それから、2つ目の母子センターを利用してのお産の話ですが、これが20年以降取り扱いをしております。今回、25年度に災害時に備えての分娩セットというのを国の補助金を活用しまして1セット入れさせていただきました。万やむを得ない状況が生じた場合に、どうしても扱わなければ

ならない事態になったときに備えての準備ということで、災害時ということで、御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

よくわかりました。

それで、そのお産をやるということの決定というか、それは助産師がそこで責任を全部負うわけですか。それとも、やりなさいという指示はどういうふうに発せられるのか。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

現在、産科の健診については、下呂病院のほうから月に2回、毎週第1と第3金曜日に来ておっ
ていただいて、つながりができております。このことについては、26年度以降、下呂病院が新しい
場所に移転しましても引き続きお願いができる状況になっております。受診関係で継続的に母子セ
ンターを利用していただいている方については、その方の情報がわかるということですが、現在の
お産は産むところへ事前にかかっていないとだめだということがありますので、先ほども申しまし
たが、災害時に何ともならん場合が発生した場合での対応ということですので、そういうときは今
の下呂病院の先生にお伺いをしながら、情報交換をしながら対応をしていくということになると思
います。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

商工費の中の村内産品販売促進事業についてお伺いします。

昨年度の資料がお手元ないかもしれませんけれども、その中から拾い上げますけれども、昨年
度の予算に対して、昨年度は約440万、本年度予算が270万になっていますが、実は中身が大きく変
わっておりまして、ただの減額ではなくて、昨年度につきましては約120万ほどが協議会の委員の
謝礼等と、それから消費対策アドバイザーだということで、結局システムをどうやっていくかとい
うことの研究費が主な部分でした。ただし賃金は別としまして、事業費としては研究費だったと思
います。そして、残念ながら僕らの耳にはその研究成果についての報告がないまま本年度予算の実
行予算となっています。実行予算の中身がいきなりシステム開発委託料となっております。

何でここはあえて言いたいかといいますと、さっき全協の中でフォレストスタイルにおける固定経費
で、今後、問題になってくだろうというのがシステムの維持費です。要は、見切り発車とは言いま

せんけれども、十分な検討をし、僕らが予算を認めるためには、そのシステムが本当に有効なのかどうかを納得しないままでこの予算を認めてしまうと、このまま一旦始まってしまうと、また5年間リースだか何だから始まって、更新をし続けて、それが有効なのかどうなのかははっきりしないまま、常に固定経費として足かせになっていくという事実を、先ほど全協におきましてフォレストスタイルでそういうことが起きているということを、多分皆さんと一緒に御確認したばかりでございます。

そこでちょっと伺いますけど、まずこの実行予算が妥当であるかを分析するのに、前回120万ほどかけて委員とアドバイザー等に任せました研究結果、それに呼応して本当に80万のシステム構築料が必要なかどうかの御答弁をお願いします。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

昨年、村内産品の事業におきまして、村の産品をどのように売っていくかということで、村内産品販売促進協議会という協議会を立ち上げまして、村内の各団体の関係の皆さん、それから村外のシステムを含めました3者、それから事務局ということで、5回ほど協議会を行っております。

そこで話し合われた結果といいますか、内容につきましては、まだ明確には公表は行っておりませんが、その内容の結果としまして、その趣旨としましては、いろいろと案が出ましたが、内容としましては、やはりブランド化を図っていくということ、そして売れる場所をつくっていくこと、そして、そのブランド化とあわせてすぐれた商品を開発していかなければならない、そういった内容が検討されました。

そして、課題としまして、そうしたブランド化ということについては、とにかく村というものを売っていくということから、その特産品につきましては、やはり単年度でできるものではございませんので、ある程度のスパンが必要ではありますけれども、まず第一にやらなければならないということは、やはり村というものをブランド的に売り出していくということがまず第一のことではないかということで、結論といいますか、そういった方向がまとまりました。

それを受けまして、26年度予算におきましては、それを村の情報として村外の出身者の方につなげていくことが必要であるということから、今回、村の情報発信、それからそういった出身の方とのつながり、そしてその方を通しての販路の拡大、そういったことを通して村をアピールしていくということ。特産品の関係も並行していくことも必要ですけれども、まずはそういった方向で進めていくということで、今回の26年度につきましては、そういった仕組みをつくっていきたいということで、システムの予算化等を上げております。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいまの説明は、実はこの段階で聞くのではなくて、本来予算説明の中で十分説明されて、そ

れで僕らにこの予算を認めてほしいという方向でいくべきでありますし、実は予算を執行した後の決算というのは、来年度の9月になって初めてようやくわかって、それを見てよかったかどうかというのを検討していくものが多いわけですが、実はこの中でも実行した結果について検証していくのはまだいいんですが、システム開発、コンサルタントに委託したものについての最終報告が、次年度に新しく事業が始まった半ばあたりでようやく決算時期にコンサルタント結果が説明される場合が多いように見受けられて、その後聞いたら、何だこんなもの予算つける必要なかったじゃないかということも多々ありまして、そうすると案の定、最終補正ですとか、決算期になると、やっぱり最初に予算つけたのが、実は大して使い道ありませんでしたとか、使用に至りませんでしたということがよくあるようで、実は今回はたまたま1件について問い合わせましたけれども、東白川においては、コンサルタント料というのが非常に多く出ています。

問題なのは、コンサルタントの相手が村内の人に対する知恵出しだったら、その出したお金というのは一時的にはアイデア料ですけど、村の人にふだん官民共働みたいな形で協力してもらっておる一種の報償費とは言いませんけど、それに近い形なので、有効であるかないかにそれほど目くじら立てる必要ないかもしれませんが、残念ながらコンサルタント料と呼ばれるほとんどの部分が、村外の何だか知らないけど業者に渡る場合が多いです。前にも、官民共働のときに何百万という数字が一種のコンサルタント料として渡りましたが、最終的にそのお金を払った価値があったのかなかったのかも十分な検証が行われないまま、官民共働という言葉だけがひとり歩きしているような状態です。

今回は、先ほど何となくわかったようなわからないような説明がありましたが、それに呼応して80万という予算を認めていいのかどうか、やっぱり今話を聞いてもはっきりしませんし、今の時点でまだとてもとても公表できるような状態ではありませんと言われてしまったら、実行予算ではなくて、もう一度研究予算としてお認めいただき、もし本当に成果があれば、途中の補正なり、もしくは再来年度予算で初めて実行予算として上げるぐらいの慎重さが必要ではないかと思いますので、もう一度そのお考えを、これまでに課長レベルに聞くべきことなのか、村長さんレベルでこの辺の慎重さを求めてもらうかは、ちょっと御判断をそちらに委ねます。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

確かにコンサルタントは我々の村にはありませんので、いろんなところで専門家を引っ張り上げたりしてやっておりますので、ちょっと割高だなあとと思われる場面があろうかとは思いますが。

それから結果が確かに決算の時期にならんとわからんということもございますが、現在、多分なるであろうということで予算をつけて、そういう予算が幾つかございます。それでも決算のときに、これは使えませんでしたという予算が残ったというか、余ったというか、そういう面が出てくるのが村の予算には多々あります。もちろん、これは無駄にせず、次の年に使うわけでございますが、今度の村内産品についても、確かに私も何度かコンサルタント等の話し合いにも出ました。い

ろんな意見が、やはり私が思うには、村の人の考えんようなことを考えておる人もおるんやという
ような思いを生かしてあるところが幾つかあります。

それで、今回のこのシステムについて予算化をしておるわけですが、売り場をつくるという一つ
の環であろうかと思えます。村のものを今農産物であろうが林産物であろうが、いろんなものを
売っていく、知っていただくということは、やはりシステムあたりが、知っていただける、見てい
ただけるということかなと私は理解をしておりますが、じゃあそれを出したことによって、どんど
ん売れるかということに対して、私もちょっと責任をよう持たない場面がございます。特に、最近
ではヒノキのまきあたりが大分知られてまいりまして、これもこのシステムで売れば、もう少し
つくっておる人にお金が入るんじゃないか、そんなことも言っていますし、従来からある延々とつ
くっております白川茶についても、もう少し何とかならんのか。金額的にいいものがないのか
ということで、これは製茶組合とも話し合っ一部やってみえるというようなことにもなっており
ますが、議員が言われるように、確かにしっかりした成果が出てから、それから予算をつけていく
ということももちろん大切ですが、村の会計のシステム上、なかなか今、去年やったことがしっ
かり全部出ていないということも一部悩みではございますので、今後その辺のところの改善を皆で考
えていかなきゃならんことじゃないかなということは思っております。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

そうしましたら、今度逆の考え方をしますと、今言われたように村には専門家が少ないので、ど
うしてもアドバイザーの意見をもらわなきゃいけないというのはわかりましたし、アドバイザーの
意見を待っているのはなかなか予算のスピーディーさに欠けていく。待っているというか、まとめる
のを待っているということですけど、実はアドバイザーに払っているお金というのは、皆さんの
大事な税金だと思います。ということは、コンサルタント、アドバイザーから得た知識というのは、
実は知識財産として村民の大切な財産ではないかと思うと、アドバイザー、コンサルタント業者か
ら得た情報というのが、一部の会議上の出席者だけの情報で済んでしまっているような部分も見受
けられますので、もしかししたら、今後そのような予算を引いて研究したもの、それから予算を充て
て外部から知識を得たものについては、村民の共有財産として、一定の公開していくような方向性
というのがないと、一部の人が何を聞いたのかわからないのに、あの100万という予算がついてお
るんやけど何のこっちゃとって、誰に聞けばそれがわかるんやと。下手すると、僕んたに聞いて
もらっても、先ほど言ったように議会にすら報告のないようなことになると、僕らは答えるこ
ともできなくなってしまうので、ちょっと最後に予算を使って得た知的財産を村民に対して公
開していくような方向性を今後考えていく必要がないかということについてのお答えをお願いした
い。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

必要あると思います。今後検討して、皆さんに知っていただくようにいたします。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

村内製品の取り組みについて、私からも少し質問させていただきます。

今、お答えの中で、ブランド化と売れる場所の構築というお話がありましたが、もうちょい詳しくお聞きをしたい。システムの内容についてが1点と、もう一つは、1年かけていろいろ話し合われたんですが、概要がとりあえず出てきたということで、これから具体的にどういうことをやっていくかという中で、今同じようなことを県のほうでやってみえます、産業振興。この間、どうも2月の終わりごろにその説明があったようですが、僕も直接その説明会には行けなかったんですけど、内容を聞いてみると、かなり使いやすくて、経費も岐阜県の中の人がやるには、農産物とか農産加工品を売っていくのに無料で登録できるというような内容になっておりました。その辺の情報を入手してやっておられるのかということと、2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

今のシステムの内容でございますけれども、村内の出身者の方とつながる仕組みということで、個人情報管理、発信情報等を取りまとめて、村外の方に発信するというところでございますが、村のほうからですと、地域の情報、それから商品情報、それと、これは前から言っておりますが、葬儀の関係の情報と。こうしたものをそれぞれの機関から取りまとめて、システムを通して村外出身者の方に提供をしていくということでございます。

そのシステムにつきましては、メール等で受け取っていただくような内容で登録をしていただいた方に発信をしていくというような内容。簡単な説明しかちょっとできませんが、そうしたような仕組みを考えております。

それから、先ほど言われました県の事業との関連ということでございますが、現在、村内の産品を売る場をつくって、アピールする仕組みをつくっていくということについて、特に県との連携をということは、現在のところはしておりません。村内の各種団体の方までの段階で進めておるといふ状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

1 番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

販路拡大を考えたときに、1点は1つのところに集中して取り組んでやることと、いろんなところを利用してたくさん売れる機会の場所に出ていくやり方と2通りあるわけなんですけど、今のシステムの説明ですと、情報提供と販路の部分と2つの役割を兼ねているような説明だと思います。

その中で、情報提供に関しましては村内の東白川村に関係ある方々にそういった状況を提供していただければいいことだと思うんですが、それにプラス販路ということで、前の話ですとインターネットのモールとかを構築したいというような話でしたが、それとはやはり僕は別に考えるべきではないかなと。どうしてもただの情報提供と、インターネットのモールでものを売っているということと一緒にしようとすると、どこかで目的に対する手段としてのコストが、片方は大きくなるし、片方はそんなにかけなくてもできるということになってきますので、実際はそこをわけて取り組まれたほうがいいのではないかと考えております。片やコストがかかるほうといいますと、やっぱりそういうインターネットのモールとか、そういうところになるんですが、先ほど言いましたように県の取り組みなんかもありますけど、内容的に県も試験的に、ちょっと1年か2年かは忘れたんですが、やってみて、それでダメなら撤退する、よければやるような、そんなような取り組みでやると聞いています。

これ、ちょっと調べてもらえればわかると思うんですが、それを民間の会社に委託して実験をやるみたいです。やっぱりそういうところを利用して、そういうところに東白川村のものが売っていますよということを、その情報発信のほうを使ってお知らせするだけで済むことになりますので、そういうところも深く検討させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

村内情報と、それから商品の情報、現在では同一のシステムの中でというふうにならぬと検討してはおります。これにつきましても、今回システムをいよいよつくるということになった場合に、またその辺のところを再検討してまいりたいというふうには考えております。

それからあと、売る場といたしまして、県の言われるような、もしそういった場が利用できるという、経済的、いろんな面から有利であるということなら、またそれも検討してまいりたいというふうには考えております。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、いかにしてものを売るかということで、コンサルタント、それからまたシステムを利用しながらということは今質疑をやっておるところでございますが、やっぱり生産と販売が絡み合っただけでその村の発展もあると思います。

私、新聞で二、三日前に見たんですけども、今TPPもちょっと暗礁に乗り上げていてどうなるかというのも不透明なところもありますけれども、農林水産物は輸出が2013年度は過去最高になっていて、お茶は2004年度には、緑茶ですけれども、42億が2013年度には66億にもなっておるといようなことも載っておりました。こういった状況の中で、行政の方々にぜひこういったこともちょっと調査してもらって、どこの県のお茶が66億も緑茶が輸出されておるのか、それを調べてもらいたい。ひとつお願いしたいのと、それからまた丸太についても、中国なんかにもどえらい輸出が伸びているということも載っておりました。それから、2020年東京オリンピックには、ぜひ選手村とかそういった施設には国産材を使って、国産材の自給率を上げるということも載っておりましたし、こういったことを考えますと、県も県産材の利用には400万ですか、当初予算に載っておりましたので、東白川村は木材に関しては東京の港区とも関係が深いようでございますので、そういったところにもこういった東白川の重要な特産物を少しでも販路に結びつけていけないだろうか、この辺も一度調査をしていただきたいなと思います。提案ですけど、終わりにしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長。

○村長（安江眞一君）

今、議員おっしゃるように、東白川の産物を一生懸命売るために職員は日夜努力をしております。港区もたくさん林産物の生産県が参加しておりますが、今では東白川村が一番多いということで、みんなにうらやましがられておるといことでございますが、そんなに東白川のをみんな買ってくれるわけじゃございませんで、だんだんとふやしていくということで、なかなか一遍に制覇するというわけにもまいりません。

また、輸出においても、これまた古田知事もいろんなものを海外へ売るといことで、東白川村のヒノキもフランスへ持って行ってくれましたけれども、ほとんどこちらは提供しただけで、あと金になることはまだ何もやっておりません。長いことかかって宣伝したり、投資したり、金にならんことをやって、ぼちぼち売れるという程度のことでないかなと。村長がこんなことを言っておっては本当はいかんわけですけども、腰弁当で売り歩きたいとは思いますが、なかなか思うに任せんといことは、新聞、雑誌に載ってくるようなわけにはまいりませんで、職員も一生懸命努力をしておるといことだけは、ちょっとわかってやっていただきたいと思います。それにつれて、わずかではあります予算をつけて販売戦略をしていくと。かつては生産村、木材を生産する、農産物を生産するということに補助金を出したりいろいろしておりましたが、ようやくこのごろになって売るといことにも予算を使いましょうといことが芽生えてきたといところでございます。どうか今後ともいろんな面で御指導をいただいて、売ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

若い人、人口的に少しでもふえているという観点から、ちょっと人・農地プランについて質問をさせていただきますが、人・農地プランというのは、研修中2年間と研修後の新規就農してから3年間と、そういうふうになされていて、今回の予算の中に3名あるんですが、ちょっと1人は僕はわからないんですが、よそで研修をされた方がたまたま東白川という土地を知っていただいて、来ていただいたケースで、今回3名の予算ということになったと思います。この人・農地プランというのをやはりうまく使っていかなければいけないと思うんですけど、その研修中の2年間というのをよそではどうやってやっているのかというと、2年間150万出ますよということで、研修のプランをしっかりと考えて、それで提示して新規就農者を集めている。新規就農されて2年間たったらひとり立ちしてもらって、それから3年間支援を受けるという形をしっかりとつくっています。東白川村自体は、人・農地プランはこれからということなんで、これからしっかりとその辺を考えていく必要があると思っておりますが、その新規就農者の研修期間の2年間というプラン、東白川の農政のほうでしっかりと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

現在のところ、残念ながら2年間という段階では、ちょっとまだ考慮されてきませんでしたが、現在3名の方を予算化しておりまして、このうち1名の方が、実はこちらで起業するといいますが、就農する計画が変更されて、1名の方は計画からはなくなりましたが、あと2名の方については今後進めていきたいということで、2年間の研修の期間については、1人の方は、もう2年間の研修は4月までで終わられますし、5月からは就農するということですし、もう1人の方は、もう少し自分のやりたいやり方でやってみたいということで、少し待ってほしいということをおっしゃったので、実質、人・農地プランで位置づけをされた方は1名でございますけれども、また今後なるべく多くの方が地域の中へ入っていただいて、こうした計画を立てられるように努力してまいりたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

人・農地プランというのは、2つに大きくわけて、先ほどもお話に出ましたけど、集落をどうしていくかということと、新規就農者と2つあるんですが、新規就農者のほうはしっかりと研修期間のほうの、東白川プランをしっかりとつくってそういうものを発信していく、提示していく必要があると思います。その辺はよろしくお願いをしたいと思います。

それとあわせて、やはり集落の農地をどうしていくかというところで、先般2月8日、JAの座

談会でお話もありましたが、1つ懸念がありますのは、東白川の方針として一応集落営農というのを進めることは、僕はそれはそれでいいかと思えますし、今までの新世紀を中心としたやり方というのがありますので、それからどういうふうに変化していくという課題もあると思うので、それはいいんですが、人・農地プランの一番の農水省がまずやりなさいと言っておるところは、その集落に対して農地のことだけではないところでも、とことん話し合って、将来をどうしていくかを決めなさいと、そういうところにアドバイザーとかそういうのも、先ほどJA、行政関係、いろんなところからアドバイザーが出るような説明もありましたけれども、それ以外でも国のほうからファシリテーターといいますか、しっかり話をうまく進めてくれるような人材も派遣をしていただけるような話であったのではないかと思います。その部分で集落営農という一つの形を余り進めてしまうと、一つの固定観念に入りやすいような気がします。そこはやり方としましては、先ほど新規就農者が入って、その人が情熱あってやる人であれば、形的には集落営農という形にもなりますし、個人の方が農業で何人か雇って、それに集落の人が直接農地を貸す場合、または同じ貸し方でも、農地を持っている方の希望があったり、そういうこともありますので、その辺をじっくり集落で本当に話し合っただけのような体制を行政のほうでもとっていただけるといいのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

今の人・農地プランも、それから集落営農もそうでございますが、集落での話し合いというのが本当に基本となってまいります。

集落営農を立ち上げるにも、大体3年ぐらいはいろいろと何十回と話し合いが必要であるということを知っております。これもちょっと反省でございますけれども、行政、JAにしましても、やはり集落へ出て皆さんといろいろとお話をするという機会が、だんだん最近は減っておったというようなことを痛感しております。これを機に今後ともなるべく集落へ出向きまして、みんなで一緒に農地の問題、農業の問題、その他いろいろあるかと思いますが、お話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍 徹君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

これから賛成討論を行います。

平成26年度一般会計、並びに特別会計6会計の予算とそれにかかわる条例改正23件に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

一昨年前、政権が変わり、デフレ脱却を目指し大胆な金融政策、財政出動、成長戦略を進められているところではありますが、我々のような地方ではまだまだ景気の回復を感じ取ることのできない状況にあります。

今回の定例会においても多くの条例改正がなされたように、この4月からの消費税増税に備え、ささやかな買いだめをすることがせめてもの備えで、しばらくの間は愛用品への値段がいつもより気になることになるものと思います。

地方にとって最も重要な財源である地方交付税の減額など、例年以上に不透明な状況にあるのが現状であります。

さて、本村では、平成26年度の予算編成に当たって、第4次総合計画後期基本計画の目標に掲げた人口減少に歯どめをかけることを実現するための積極的な予算編成を目指し、環境・景観の保全、地域資源を生かした取り組みに力を入れ、持続可能な美しい東白川村を後世に残していくことを目標に取り組みされたものと思います。

産業面では中山間地域等直接支払推進事業、農地・水保全管理支払交付事業、森林整備地域活動支援交付金事業の継続、茶業経営安定化基金、製茶機械更新補助、新規就農支援、防災面においては急傾斜地崩壊対策事業、防災行政無線のデジタル化、公共施設への太陽光設置、道路橋梁維持事業、危険木除去事業、人口対策においては村営住宅の建設、出産祝金の拡充など、医療・福祉・教育面では高齢者等外出支援事業、予防接種事業、高校生への交通費、下宿・寮での生活している家庭への支援、村内在住の高校生への医療費無料化、小・中学校の防犯カメラシステム設置、教育環境の整備など、限られた財源を非常に有効に予算編成されたことは高く評価したいと思います。

予算総額37億4,930万円となり、4年連続で30億の大台を超え、一般会計も7年連続増加の25億2,000万円となり、今後も有事に対する備えをしていただき、適正な財政運営に努めていただくことをお願いいたします。

第5次総合計画の策定については、全ての計画の基本となる最も重要な計画であり、村の目指す将来像と将来の目標を明らかにした実効性のある計画策定に努めていただくようお願いいたします。

村民の皆さんが安心・安全に生活できる村づくりを進めていただくことを、後任の方にしっかり引き継いでいただくことをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（安倍 徹君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

てから議案第46号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例についてまでの23件について、新年度予算条例関連として一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第46号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例についてまでの23件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第46号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例についてまでの23件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成26年度東白川村一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第47号 平成26年度東白川村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第48号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成26年度東白川村介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第49号 平成26年度東白川村介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第50号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成26年度東白川村下水道特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第51号 平成26年度東白川村下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第52号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安倍 徹君）

日程第32、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成26年3月10日、東白川村議会議長 安倍徹様、議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。委員長から申し出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安倍 徹君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成26年第1回定例会を閉会します。

村長、御挨拶をお願いします。

○村長（安江眞一君）

閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

第1回の定例会、長きにわたりまして皆様方に慎重に御審議をいただきました。適切な決定をいただきまして、まことにありがとうございました。この予算に従って、この26年度出発をまいります。

しかしながら、私も、そしてまた議員の皆様も任期が4月22日ということでございまして、一度は御破算になるわけでございます。私は、以後立候補する予定はございませんので、次回の議会からは新しい村長が出てまいります。今までやったこと、そしてまた予算、しっかり引き継ぎはいたしますが、ぜひとも議員の皆様方の中から、できれば全員の方がいま一度議員として御出馬を願い、ことしの予算をしっかりと見きわめていていただきたい、こんなふうに思います。

どうか今後とも村当局と議会、車の両輪のごとく、今までどおり円満に東白川村が運営されて、村民の幸せに役立つことを心から御祈念申し上げるとともに、職員、そしてまた議員、そして村民の皆様方のますますの御健勝を心から願ひまして、最後の御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

午後2時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員